

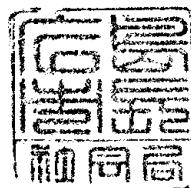
広社児第454号

平成19年8月28日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利

(社会局児童福祉課)



平成17年度包括外部監査の結果報告に添えて提出された意見への

対応結果について（通知）

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



平成17年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象	保育所事業に関する財務事務の執行について	
項目	1 保育料	(3) 保育料の設定
主管課 社会局児童福祉課		

意 見 の 要 旨

現在の広島市の保育料徴収基準額は、平成10年度に国徴収基準額が改定された際に、それに合わせて改正され、その後変更がなされていない。市立保育園運営費の一般財源化という大きな環境変化に対応する保育料体系の見直しが必要ではないかと考える。

対 応 結 果

保育料は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、保育の実施に係る児童の年齢などに応じてその額を設定しており、国の徴収基準額に対し、一定の軽減を図っている。

保育料の改定については、現時点においては、次の理由及び子育て家庭の経済的負担軽減の観点から改定する状況にないと考えている。

- ① 平成16年度から、市立保育園運営費に係る国庫負担金が一般財源化されたが、その所要額について住民税により税源移譲され、市の実質負担額は変わらないこと。
- ② 国の徴収基準額が平成10年度以降改定されていないこと。
- ③ 児童一人当たりの保育に要するコストは、運営の見直し等により年々減少していること。

なお、保育料の今後の見直しについては、国の動向を見ながら、保育料が家計に与える影響やその時点での経済状況等を総合的に勘案し検討したい。

平成17年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象	保育所事業に関する財務事務の執行について	
項目	1 保育料	(6) 保育料の徴収事務
主管課		社会局児童福祉課

意見の要旨

不能欠損になったものの多くは、納付意思はあるが財産がなく納付資力が乏しい者であるが、今後は折衝を密にして滞納原因等の細かな分析を十分行い、早期に時効中断や執行停止の措置をとるなど、時効分を減少させる取り組みが必要である。

保育料については、平成16年度末で4億8,062万円の収入未済額があり、また、毎年4,000万円程度の多額の不能欠損を計上している。現状、整理係職員1人当たり市税等を含む滞納者数が全区平均で1,300人を超えており、その体制の下で効率的に滞納整理事務を行うためには、滞納原因の把握とそれに基づく効果的・効率的な事務が必要と考える。

対応結果

- ① 滞納原因等の細かな分析とそれに基づく効果的・効率的な滞納整理事務を行うため、区役所収納課において、納付折衝前に十分な事前調査ができるよう、従来から各区役所保健福祉課がその保有する滞納者の勤務先等の情報を各区役所収納課に提供してきた。
- ② これに加えて平成17年度からは、区役所収納課の徴収体制について、住所地ごとに担当者を決めて滞納整理を行う「地区別担当制」から、滞納事案処理経験のある職員を滞納額に応じて担当させる「滞納金額別担当制」に見直すとともに、平成18年度からは、小額滞納事案の整理を促進するため、収納嘱託員（市OB職員）を全区役所収納課に配置するなど、体制の強化を図った。
- ③ こうした取り組みにより、平成18年度における保育料の不能欠損のうち時効分は、件数、金額ともに対前年度比約27パーセント減となった。

平成17年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象	保育所事業に関する財務事務の執行について
項目	2 人員配置及び施設設置の基準 (2) 施設設置と最低基準
	主管課 社会局児童福祉課

意 見 の 要 旨

市立保育園と私立保育園各3園について、人員配置及び施設設置の基準を調査した結果では、人員及び施設面積ともに私立保育園の方が余裕のあることが判明した。

現在、広島市は吸收余力があると思われる私立保育園の定員増加を進めているところであるが、現実的な方策であり更に推進していく必要があると考える。

対 応 結 果

平成19年4月1日現在、私立保育園の定員は8,829人（3歳未満児3,791人、3歳以上児5,038人）で、平成17年4月1日以降、855人（3歳未満児252人、3歳以上児603人）の増員を行った。この内、既設保育園で489人（3歳未満児108人、3歳以上児381人）の増員を行った。

今後も効率的に児童受入枠の拡大を図るため、適宜定員の変更を行っていく予定である。

平成17年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 保育所事業に関する財務事務の執行について

項目 4 市立保育園運営経費 (1) 市立保育園給食用物資の一括購入経費

主管課 社会局児童福祉課

意見の要旨

① 規格品の購入価格の決定方法について

広島市が一括購入業者から購入する給食用物資の価格は、生鮮品、規格品問わず、「業者の仕入価格×(1+加算率)」としているが、このような価格決定方法が有効なのは、卸売市場で取引される生鮮品のように業者間の仕入価格に差がない場合である。規格品は業者によって仕入価格が異なるのが通常であって、「業者の仕入価格×(1+加算率)」によって購入価格を決定することは合理性に乏しい。

② 過去（平成16年度以前）の加算率について

市立保育園の給食用物資について、平成16年度まで長期間にわたり単独の業者と随意契約をしていた。平成17年度から業者2社の指名競争入札となり別業者が落札したため、加算率は9.8%から4.8%に下がっている。過去（平成16年度まで）は長期間高い水準にあった可能性もある。

③ 入札参加条件について

給食用物資を1業者から一括購入するため、業者選定条件及び価格の決定方法が制約されている。市の業者選定条件では、青果の仲卸業者であり、かつ青果物以外の食材も一括して取り扱うことができる業者を前提にしているため、入札に参加できる業者は2社のみであり、十分な競争が行われにくい。また、生鮮品と規格品は調達経路が異なるため、同一の価格決定方法を適用することは合理的でない。入札参加条件、価格の決定方法について検討する必要があり、例えば、生鮮品と規格品の取扱業者を分ける等の改善が考えられる。

対応結果

平成18年度から、「生鮮品」と「規格品」の2つに分けてそれぞれで入札を実施し、「規格品」については、「加算率」ではなく、「食品の単価」で入札を行う単価契約の方法に改善した。

さらに、平成19年度からは、「生鮮品」から「食肉」を分離し、これも単価契約とした。

平成17年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 保育所事業に関する財務事務の執行について

項目 4 市立保育園運営経費 (3) 委託料 イ 保育園施設補修費

主管課 社会局児童福祉課

意見の要旨

随意契約について

(財)広島市都市整備公社との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約(特命随意契約)であり、その理由は「(財)広島市都市整備公社は、広島市の計画に即して、市行政との有機的連携の下、各種都市施設の建設管理の事業を行い、市民福祉の増進と市の発展に資することを目的とした団体であり、本業務を委託した場合、市が実施した場合と同等の成果を期待できるため」としているが、「市が実施した場合と同等の成果を期待できるため」というのは、特命随意契約をする理由としては十分でない。

(財)広島市都市整備公社に委託するメリットを明確に理由として記載する必要があると考える。

対応結果

平成18年度から、次の理由を記載して、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、(財)広島市都市整備公社に業務を委託した。

① 中長期的な施設維持管理の視点を踏まえた維持補修

当該業務は、施設が壊れた場合に、単に修繕するだけでなく、故障原因の究明、修繕方の決定、場合によっては、設備の更新等、中長期的な視点も踏まえた総合的な判断が必要とされるため、市の計画に即し、市行政と有機的な連携の下、業務が実施できる必要があるが、(財)広島市都市整備公社はこうした要請に最も適切に対応することができる。

② 園児の安全等に配慮した上での維持補修

保育園は、乳幼児を預かる児童福祉施設であることから、その維持補修を行う際には、園児の安全面での最大限の配慮や、保育実施に支障とならないような様々な配慮が必要となるが、(財)広島市都市整備公社はこうした保育園の諸事情に精通しており、柔軟かつ適切に対応することができる。

③ 効率的な業務執行

当該業務は、事前の見積もりができない突発的で緊急の処理が必要なことが多い維持補修であり、また、年間処理件数は、平成18年度実績で2,335件もあり、膨大な事務量となるが、こうした業務の特性に対して、(財)広島市都市整備公社がノウハウを生かした機動的な対応を行うことで、本市が実施するよりも安価で効率的な業務執行が可能となる。